

館林市観光協会たてポン公式X及びInstagram 運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市観光協会（以下、「市観光協会」という。）がX及びInstagramを市民・旅行者等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 情報発信の目的

市観光協会の事業や市内観光等に関する情報を館林市の観光マスコットキャラクター「たてポン」の視点で迅速かつ広範囲に発信することにより、館林市のPRとともに、市民・旅行者等の利便性と興味関心を高めることを目的とする。

3 用語の定義

本運用方針において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) X、Instagram

インターネットを利用し、写真や動画、短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう

(2) 館林市観光協会たてポン公式X（Instagram）

館林市観光協会が設置・運用するユーザー名から発信するX（またはInstagram）をいう

(3) アカウント

X（またはInstagram）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名（ID）をいう

(4) ポスト

X（またはInstagram）に写真や文章等を投稿する行為及び投稿された記事をいう

(5) リプライ

他のユーザーのポストに返信することをいう

(6) リポスト

他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう

(7) フォロー

他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録することをいう

4 運用主体及び運用管理

館林市観光協会たてポン公式X（またはInstagram）の運用主体は、市観光協会とする。運用管理責任者は市観光協会事務局長とし、アカウントの管理及び運用は、市観光協会局員が行う。

5 名前（ニックネーム）

名前（ニックネーム）は「【公式】たてポン（群馬県館林市）」とする。

6 ユーザー名（ID）

ユーザー名（ID）は、Xは「@tutujitatepon」、Instagramは「@tatebayashitatepon」とする。

7 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体として公式X（またはInstagram）のアカウント名を市観光協会公式ホームページ上に明示する。

8 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運用主体及び発信内容、発信方法等について、公式X（またはInstagram）のプロフィール欄に明示する。

9 発信内容

- (1) 市観光協会が主催又は関連する事業に関する情報
- (2) 市内の観光に関する情報
- (3) その他、運用管理責任者が適当と認める情報

10 運用全般に関する事項

- (1) リプライ、リポスト及びフォローは行わない。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りではない。
- (2) 当アカウントに対し、公序良俗に反するリプライ、ダイレクトメッセージ等を繰り返し行うアカウント及びその他市観光協会が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックすることができる。
- (3) ポストに記載するリンクのリンク先は、市観光協会が運営するホームページのみとする。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものについてはこの限りでない。

11 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 市観光協会は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて、一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

12 その他

- (1) X（または Instagram）の利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針及び実施について定めるもののほか、公式X（または Instagram）の運用に関して必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、令和8年6月7日から施行する。